

町有財産売却仕様書

小野町 総務課

1 売却する町有財産

(1) 物品 小型乗用車 1台

- | | |
|-----------|-------------------------|
| ① 車名 | トヨタ プロボックス (車体色 シルバー系) |
| ② 登録番号 | いわき500て1250 |
| ③ 車台番号 | NCP59-0006379 |
| ④ 型式 | UA-NCP59G |
| ⑤ 原動機の型式 | 1NZ |
| ⑥ ミッション | AT |
| ⑦ 乗車定員 | 5人 |
| ⑧ 燃料及び排気量 | ガソリン 1.49L |
| ⑨ 初年度登録年月 | 平成15年7月 |
| ⑩ 車検有効期間 | 令和8年7月25日 |
| ⑪ 走行距離 | 204,692km (令和8年3月11日現在) |

2 入札参加者の資格

入札参加者の資格は、次の条件に該当しない法人又は個人とします。

- (1) 小野町の町有財産に関する事務に従事する職員
- (2) 売買契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人、未成年者（契約締結のために法定代理人から必要な同意を得ている者を除く）又は被青年後見人）及び破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号のいずれかに該当する者
- (4) 町税等の滞納がある者
- (5) その他町長が不相当と認めた者

3 売却の方法

有効な入札を行った者のうち、買受け価格について予定価格を超えかつ最も高い金額で提示した者を売却予定者に決定する。

なお、提示する金額に消費税（地方消費税を含む）と自動車リサイクル預託金（10,180円）が加算された金額が売買代金となります。

また、売買契約、名義変更及び搬送の手続き及び費用負担は、買受者の負担とします。

4 入札の無効

2において示した入札参加資格を有しない者のした入札並びに入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

5 設計図書及び物品の閲覧、入札参加申込書の受付及び入札書の提出について
買受け希望者は、次の閲覧期間内に設計図書及び売却対象の物品を確認し、入札条件を熟知・承諾した上で入札参加申込書及び入札書（町有財産買受け価格書）を期限までに同所へ提出しなければならない。

- (1) 閲覧期間 令和8年3月12日 から 3月26日まで
※土日を除き、執務時間内に限る
- (2) 閲覧場所 小野町役場 総務課
- (3) 提出期限 令和8年3月26日

6 契約及び代金の納付について

町は、3の売却予定者と物品売却契約を締結する。また、予定者は契約後町が指定する日までに一括してその代金を納付しなければならない。

7 物品の引渡しについて

引き渡しについては代金の納付を確認後行うこととし、所有権は引き渡し時に移転するものとする。ただし、引き渡す物品は、引渡し時点を基準とする現状にて引き渡すこととする。

なお、物品の運搬については、売却予定者の負担により行うものとする。

8 入札保証金及び契約保証金について
免除

9 その他注意事項

- (1) 引き渡した車両から「小野町」の塗装を消去すること。
なお、消去の程度は、「小野町」の記載が社会通念上一般的に視認不可と判断できる程度とする。
- (2) 引き渡し時から30日以内に名義変更を行うこと。また、手続き完了後は、証明書の写し（車検証など）及び現況写真を名義変更完了後から5日以内に提出すること。
- (3) 買受者は、買受後、必要な整備を行うこと。
- (4) 引き渡し後の車両の故障、不具合等については、町は一切関与せずまた責任を負わない。

10 担当課

小野町役場 総務課

電話：0247-72-2111 FAX：0247-72-3121